

第 22 回神戸新開地ジャズヴォーカルクイーンコンテスト 企画運營業務仕様書

1. 委託業務名

第 22 回神戸新開地ジャズヴォーカルクイーンコンテスト企画運營業務

2. 委託業務期間

契約締結日から令和 6 年 3 月末まで（事業者の提案内容による）とします。

3. 趣 旨

新開地アートビレッジ構想を推進するとともに、「育ち・ふれあうアートのまち」による新しい地域文化振興策実現のため、新開地ミュージックストリート（SMS 事業）の核である「第 22 回神戸新開地ジャズヴォーカルクイーンコンテスト」事業の企画運營業務を行うことができる事業者を募集します。

4. スケジュール

- ・令和 4 年 12 月下旬 事業者契約締結
- ・令和 4 年 12 月下旬 神戸新開地ジャズヴォーカルクイーンコンテスト運営部会
（事業者より一次審査の説明、進め方確認）
- ・令和 5 年 1 月上旬 一次審査応募者募集告知
- ・令和 5 年 2 月下旬 一次審査募集締め切り
- ・令和 5 年 3 月中下旬 一次審査会（音源審査、本選出演順決定）
- ・令和 5 年 4 月中下旬 SMS 実行委員会（進捗確認）
- ・令和 5 年 5 月上旬 技術打ち合わせ（当日台本最終確認）
- ・令和 5 年 5 月 12 日（金） 会場設営
- ・令和 5 年 5 月 13 日（土） 本選（会場：新開地アートひろば 2 F ホール）

5. 本選会場

新開地アートひろば 2F ホール
（神戸市兵庫区新開地 5 丁目 3-14）

6. 委託業務の執行体制（適正な人員配置）の確保

受託者は、この委託業務を適正に執行するために必要な人員を配置し、正副の責任者を明らかにしてください。

7. 委託業務内容

（1）開催準備及び一次審査等準備の全体統括・調整業務

- ① 本選開催及び準備計画の策定・実施
- ② 事業全体統括及び新開地ミュージックストリート（以下、SMS）実行委員会並びに事務局との連絡調整
- ③ 一次審査並びに本選審査における審査員の選定（SMS 実行委員会等と要調整。）
※ 特に本選審査員は、ジャズに精通しており、出場者にヴォーカル技術等のアドバイスを含む審査コメントができる方を選定してください。
- ④ 本選出場者の選考

(2) 出場者募集（一次選考）応募受付業務

- ① 出場者募集資料の作成及び応募促進策の検討・実施
(次世代の育成を目的に、応募対象者は45歳以下とすること。)
- ② 郵送及びWEBでの申込受付
- ③ 応募者の個人情報管理

(3) 広報業務

- ① 広報計画作成業務
- ② 海外も含めた、当コンテストへの出演者の募集告知の具体案
- ③ 上記募集のための、HP作成・管理運営業務及び募集チラシの作成・配付
- ④ 新聞や音楽系雑誌等広告掲載業務（前売券発売告知は必ず含むこと。)
- ⑤ SNSのコンテンツの立案およびタイムリーな広報施策の推進
- ⑥ その他、応募促進策の推進
- ⑦ テレビ・ラジオ等出演者パブリシティの企画
- ⑧ コンテスト受賞者の当日映像HP掲載業務（編集作業・YouTube等の活用含む。)

(4) 本選当日運営業務

- ① 運営計画作成・実施・会場設営・撤去並びに進行台本作成
- ② 司会者並びに伴奏演奏者（トリオ）の選定（伴奏演奏者は2組以内とすること。2組とする場合は公平性を担保するために技術面などについて考慮すること）
- ③ 各種、賞（賞品・他のライブ等への出演権等、下記(5)①②を踏まえて提案すること）の選定・準備。また、グランプリに対するトロフィーを用意してください。（トロフィーの形態についてはSMS実行委員会と要調整。)
- ④ 前回(第21回)クイーンの出演機会を設けること
- ⑤ 本選のインターネット等への映像撮影放送
- ⑥ 会場収容数を超える観客への対応（パブリックビューイング等）
- ⑦ オープニング・エンディングセレモニー
- ⑧ 令和5年に神戸がジャズ100周年を迎えるにあたり、それを記念する企画の提案・実施
- ⑨ SMS実行委員会と出演者との交流会の企画実施
※ 全体の運営が、新開地の活性化、新開地音楽祭との連携、神戸新開地ジャズヴォーカルクイーンコンテストのクオリティ向上に繋がるように努めてください。

(5) その他業務

- ① クイーンほか各入賞者への演奏機会の提供
受賞者の活動機会の創出のため、必要に応じて交通・宿泊費等を支給して新開地および日本各地での演奏機会を提供すること。その際、神戸および新開地の名を広めていけるような企画としてください。
- ② その他、神戸新開地ジャズヴォーカルクイーンコンテストの魅力発信及び新開地音楽祭との連携により新開地の賑わいづくりに繋がる企画の実施
- ③ 神戸新開地ジャズヴォーカルクイーンコンテスト業務完了報告書並びに経費内訳等を含めた決算報告書の作成
- ④ 入場チケットの印刷並びに当日券販売及び入場整理業務（当日の整理番号付前売券の入場整理含む。）
※ 前売券については、整理番号付前売券（200枚程度）を販売し、オンライン販売を含め、広く購入の機会を提供すること。
- ⑤ 本選の写真撮影及び映像を収めたDVD作成業務
- ⑥ その他、本事業の推進・発展および効果的な予算活用に寄与すると考えられるアイデア

等がありましたら積極的に提案してください。

8. 実行委員会等との定例的な打ち合わせ及び報告

受託者は、必要に応じて実行委員会に進捗を報告するとともに、実行委員会から協議の要請があれば、速やかに応じるものとします。また、本選会場となる新開地アートひろばとの連絡調整を行うこと。

9. 委託予定上限額

7, 0 0 0 千円以内

※令和5年度神戸市予算の成立等が前提であり、業務内容等に変更があり得ることを、あらかじめご了承ください。

※委託費の請求にあたっては、業務完了報告書並びに決算報告書の検査後、上記上限額の範囲内で、実績に応じた委託費を支払います。

10. 成果の帰属及び秘密保持

(1) 本業務により得られた成果は、原則として実行委員会に帰属します(写真・映像も含む)。

(2) 秘密保持

- ① 本業務に関して、受託者から実行委員会に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しません。
- ② 本業務に関して、受託者が実行委員会から受領又は閲覧した資料等は、実行委員会の了解なく公表又は使用できません。
- ③ 受託者は、本業務で知り得た実行委員会及び事業者等の業務上の秘密を保持する義務を負います。
- ④ 受託者は、本業務において個人情報を取り扱う際には、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守することとします。

11. 再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託する場合、再委託ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、実行委員会の承諾を得ることとします。

12. その他

受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、又は執行上の疑義が生じた場合は、実行委員会と協議して対応を定めるものとします。

個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務を処理するに当たって知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、その使用する者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託等の禁止又は制限)

第4 乙は、この契約による事務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

(目的外使用の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するに当たって知り得た個人情報を、甲の承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するに当たって甲から貸与された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 乙は、この個人情報取扱特記条項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(検査等の実施)

第8 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たって取り扱っている個人情報の取扱状況について、必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、又は検査することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の指示があったときは、速やかに、これに従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 甲は、乙がこの個人情報取扱特記条項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(収集の制限)

第10 乙は、この契約による事務を処理するに当たって個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(資料等の返還)

第11 乙は、この契約による事務を処理するに当たって甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、事務完了後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

1 甲は新開地ミュージックストリート実行委員会、乙は受託者をいう。